

資料

令和元年度
6月定例会議

滋賀県暴力団追放推進センター
経営評価結果報告

出資法人経営評価の結果について

1 経営評価について

(1)目的

- ① 出資法人が、経営状況や活動状況等について、中期経営計画や年度目標を踏まえて点検評価し、達成度や課題等を確認することで、経営の改善につなげる。
- ② 県として、出資法人の経営状況や活動の内容、点検評価の結果などを適切に把握し、運営の状況等を評価するとともに、これを踏まえた必要な関与を行う。
- ③ 県民に対し、出資法人に対する県の人的・財政的関与の状況を示すとともに、出資法人および県が、出資法人の経営状況全般についてどのように評価、判断し、どのような対応を行っているかを明らかにする。

(2)対象となる出資法人の範囲

県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるもの4分の1以上を出資し、または出捐している26法人

地方独立行政法人法に基づき設立された法人（滋賀県立大学）および特別法に基づき設置され、国の関与が前提とされている法人（滋賀県信用保証協会）を除く。

(3)評価方法

財務諸表等に基づく出資法人の経営状況等や、県の人的・財政的関与の状況から、出資法人と県により5つの視点（効果性、効率性、健全性、自立性、透明性）からの評価および総合的な評価（事業の状況、財務の状況、行政経営方針実施計画の状況、総合所見）を行う。

(4)その他

評価は、毎年度実施し、評価結果は、公表する。

公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センターの概要について

1 名称

公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター

2 設立年月日

平成4年3月19日

3 設立の趣旨・目的

県民の暴力団追放に関する意識の高揚を図り、地域及び職域における暴力団追放運動を推進するとともに、暴力団員による不当な行為の防止及びその被害者の救済のための活動を行い、もって「暴力のない明るく住みよい郷土しが」の実現に寄与することを目的とする。

4 業務概要

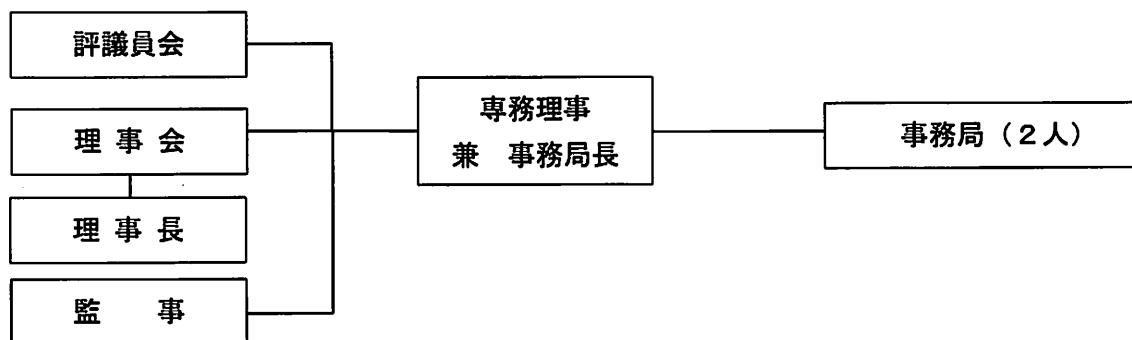
研修会等あらゆる機会を通じて、暴力団追放三ない運動プラス1（恐れない・金を出さない・利用しない・交際しない）を徹底するためのパンフレット等を作成、配布するとともに、暴力追放大会を開催するなどの広報活動を推進している。また、暴力団からの被害を防止するため、センターへの来訪者に対する相談、電話による相談や各地の公民館等を利用した出張相談を実施している。なお、事業所等の責任者に対しては、暴力団組員対応のノウハウ等を指導するために不当要求防止責任者講習を年間20回以上開催（受講者約900人）している。

5 出資の状況（平成30年度末）

(単位：千円、%)

| 区分 | | 出資額 | 構成比 | 区分 | | 出資額 | 構成比 |
|-----------|-----|---------|------|-----|----|---------|-----|
| 基本 財産等 | 滋賀県 | 575,934 | 76.1 | その他 | | | |
| | 市町村 | 145,000 | 19.2 | | | | |
| | 民間 | 35,596 | 4.7 | | 小計 | | |
| | 小計 | 756,530 | 100 | | 合計 | 756,530 | 100 |

6 組織図



7 役員等

| 役職 | 氏名（他団体での役職） | 常勤 |
|------|---------------------|----|
| 理事 | 大道 良夫 | |
| 理事 | 杉橋 和彦 | |
| 理事 | 吉田 隆（滋賀県警察刑事部長） | |
| 理事 | 廣脇 正機（滋賀県総合企画部長） | |
| 理事 | 金子 聰 | |
| 専務理事 | 田中 一成 | ○ |
| 監事 | 羽泉 博史（滋賀県信用保証協会理事長） | |
| 監事 | 横井 昭次 | |
| 評議員 | 野村 政夫 | |
| 評議員 | 鵜飼 淳子 | |
| 評議員 | 野々口 義信 | |
| 評議員 | 江原 昭博 | |
| 評議員 | 田中 孝市 | |
| 評議員 | 竹内 雅和（さとやま法律事務所所長） | |

8 所在地

滋賀県大津市打出浜1番10号

警察本部 北棟1階

令和元年度 出資法人経営評価表

(別紙3・公益法人等用)

| | |
|-----|----------------------|
| 法人名 | 公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター |
|-----|----------------------|

1 人員、県の人的関与の状況

(単位：人)

| ①会員の状況（社団法人のみ） | 29年度 | 30年度 | 29→30増減 | 令和元年度 | | | |
|---------------------|-------|-------|---------|-------|-----|------|----|
| | | | | | | | |
| ②役員の状況 | 29年度 | 30年度 | 29→30増減 | 令和元年度 | | | |
| 評議員総数 | 6 | 6 | | 6 | | | |
| うち県職員（特別職を含む。） | | | | | | | |
| うち県退職職員（OB） | 1 | 1 | | 1 | | | |
| 理事総数 | 6 | 6 | | 6 | | | |
| うち県職員（特別職を含む。） | 2 | 2 | | 2 | | | |
| うち県退職職員（OB） | 1 | 1 | | 1 | | | |
| うち常勤役員数 | 1 | 1 | | 1 | | | |
| うち県職員（特別職を含む。） | | | | | | | |
| うち県退職職員（OB） | 1 | 1 | | 1 | | | |
| 監事総数 | 2 | 2 | | 2 | | | |
| うち県職員（特別職を含む。） | | | | | | | |
| うち県退職職員（OB） | 1 | 1 | | 1 | | | |
| うち常勤監事数 | | | | | | | |
| うち県職員（特別職を含む。） | | | | | | | |
| うち県退職職員（OB） | | | | | | | |
| 常勤役員の平均年齢 | | | | | | | |
| 常勤役員の平均報酬（年額）（千円） | | | | | | | |
| 役員の報酬総額（年額）（千円） | 3,772 | 3,898 | 126 | 3,977 | | | |
| ③職員の状況 | 29年度 | 30年度 | 29→30増減 | 令和元年度 | | | |
| 職員総数 | 2 | 2 | | 2 | | | |
| 常勤職員 | 2 | 2 | | 2 | | | |
| プロパー職員 | 2 | 2 | | 2 | | | |
| うち県退職職員（OB） | 1 | 1 | | 1 | | | |
| 県等からの派遣職員 | | | | | | | |
| うち県派遣職員 | | | | | | | |
| 臨時・嘱託職員 | | | | | | | |
| うち県退職職員（OB） | | | | | | | |
| 非常勤職員 | | | | | | | |
| うち県派遣職員 | | | | | | | |
| うち県退職職員（OB） | | | | | | | |
| プロパー職員の平均年齢 | 53.0 | 54.0 | 1.0 | 55 | | | |
| プロパー職員の平均給与（年額）（千円） | 2,302 | 2,374 | 72 | 2,374 | | | |
| 職員の給与総額（年額）（千円） | 4,604 | 4,747 | 143 | 4,747 | | | |
| プロパー職員の年代別職員数 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代～ | 合計 |
| (令和元年度当初実数) | | | | 1 | | 1 | 2 |

2 県の財政的関与の状況

(単位：千円)

| 項目 | 29年度 | 30年度 | 29→30増減 | 令和元年度 | 備考 (R1内訳) |
|--|---------------|-------|---------|-------|-------------------------------------|
| 県からの年間収入額 | 事業費補助金 | 3,266 | 2,913 | △ 353 | 2,900 県補助金（法人の事業活動に対する補助金） |
| | 運営費補助金 | | | | |
| | 委託料 | 873 | 871 | △ 2 | 883 県委託料（法人が実施する不当要求防止責任者講習に対する委託料） |
| | その他 | | | | |
| 補助金等合計 | 4,139 | 3,784 | △ 355 | 3,783 | |
| 年度末残高 | 県からの借入金 | | | | |
| | 県からの損失補償・債務保証 | | | | |
| 短期貸付金の金額（期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの） | | | | | |

3 評価

| 区分 | 評価項目 | 評価内容 | 該当項目に○ | | | 出資法人の所見 | 県の所見 |
|-----|------------------|------------------------------------|--------|----|----|---|---|
| | | | 28 | 29 | 30 | | |
| 効果性 | 中期経営計画、年度目標の策定 | 中期経営計画、年度目標とも策定している。 | ○ | ○ | ○ | 社会の要請でもある暴力団等の暴排活動を主体とした事業を展開し、暴力団組織数、構成員ともに減少している。 | 企業におけるコンプライアンスが重視される中、反社会的勢力との関係遮断を目的に、情報提供を求める暴力相談も多い。 また、暴力団排除に向け、ポスター等の啓発品を求め、また、活用しているという声もよく聞かれる。 今後は、受動的ではなく能動的な活動も必要である。 |
| | | 中期経営計画のみ策定している。 | | | | | |
| | | 年度目標のみ策定している。 | | | | | |
| | | 策定していない。 | | | | | |
| 効率性 | 事業活動の社会情勢への適合性 | 全ての事業が社会情勢に適合し、その意義は大きい。 | ○ | ○ | ○ | 事業収入減少に伴い事業費及び管理費を減少して効率化に努めている。 | 管理費からは、会費や賃借料等、毎年度定額で支払いが必須であるものもあるが、引き続き、光熱費や雑費、消耗品購入等において節約に努める必要がある。 |
| | | 社会情勢に照らして意義が薄れてきた事業がいくつかある。 | | | | | |
| | | 社会情勢に照らして意義の薄ってきた事業が多くある。 | | | | | |
| | | 活動について成果目標を定め、目標以上に達成している。 | ○ | ○ | ○ | | |
| 効率性 | 活動の成果の達成度 | 活動について成果目標を定め、目標どおり達成している。 | | | | 欠損金、借入金は皆無であり健全性を維持している。 | 借入金や欠損金、債務超過など、経営の悪化に繋がるものは全くなく、今後もこの状態を継続していくことが望まれる。 |
| | | 活動について成果目標を定め、概ね目標どおりに達成している。 | | | | | |
| | | 活動について成果目標を定め、達成しているものもあるが、十分ではない。 | | | | | |
| | | 活動について成果目標を定めていない。 | | | | | |
| 健全性 | 住民、関係者等のニーズの把握状況 | 多様な調査を実施し、積極的にニーズの把握に努めている。 | ○ | ○ | ○ | | |
| | | ニーズを把握するための手段を講じている。 | | | | | |
| | | 具体的な取組はしていない。 | | | | | |
| | | 管理費比率が2期連続で減少した。 | | | | | |
| 健全性 | 経常費用に占める管理費の状況 | 管理費比率が前期に比べ減少した。 | | | | | |
| | | 管理費比率が前期に比べ増加した。 | ○ | ○ | | | |
| | | 管理費比率が2期連続で増加した。 | | | | | |
| | | 経常収益が2期連続で経常費用を上回った。 | | | | | |
| 健全性 | 経常収益・費用の比率 | 経常収益が、当期は経常費用を上回った。 | | | | | |
| | | 経常収益が、当期は経常費用を下回った。 | | | | | |
| | | 経常収益が、2期連続して経常費用を下回った。 | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 当期末において債務超過がない。 | ○ | ○ | ○ | | |
| 健全性 | 債務超過の状況 | 2期連続で改善した。 | | | | | |
| | | 前期に比べ改善した。 | | | | | |
| | | 前期に比べ悪化した。 | | | | | |
| | | 2期連続で悪化した。 | | | | | |
| 健全性 | 正味財産期末残高の状況 | 2期連続で増加した。 | | | | | |
| | | 前期に比べ増加した。 | | | | | |
| | | 前期に比べ減少した。 | | | | | |
| | | 2期連続で減少した。 | ○ | ○ | ○ | | |
| 健全性 | 累積欠損金の状況 | 当期末において累積欠損金はない。 | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 累積欠損金は、2期連続で減少した。 | | | | | |
| | | 累積欠損金は、前期に比べ減少した。 | | | | | |
| | | 累積欠損金は、前期に比べ増加した。 | | | | | |
| 健全性 | 短期的支払い能力の状況 | 累積欠損金は、2期連続で増加した。 | | | | | |
| | | 流動比率は、2期連続で100%以上であった。 | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 流動比率は、当期は100%以上であった。 | | | | | |
| | | 流動比率は、当期は100%未満であった。 | | | | | |
| 健全性 | 借入金依存率の状況 | 流動比率は、2期連続で100%未満であった。 | | | | | |
| | | 当期末において借入金はない。 | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 2期連続で低下した。 | | | | | |
| | | 前期に比べ低下した。 | | | | | |
| | | 前期に比べ上昇した。 | | | | | |
| | | 2期連続で上昇した。 | | | | | |

| 区分 | 評価項目 | 評価内容 | 該当項目に○ | | | 出資法人の所見 | 県の所見 |
|---|---------------------|--|--------|----|----|---|--|
| | | | 28 | 29 | 30 | | |
| 自立性 | 知事・副知事が法人の代表者への就任状況 | 知事・副知事が法人の代表者へ就任していない | ○ | ○ | ○ | 知事は「名誉顧問」として、県下暴排業務に功労のある団体、個人への表彰の授与、暴追大会への臨席を賜っている。 | 今後も知事・副知事の就任は認められない。 |
| | | 知事・副知事が法人の代表者へ就任している | | | | | |
| 県派遣職員の状況 | | 当期末において県派遣職員はない | ○ | ○ | ○ | 現状人員で、継続して暴力相談、不当要求防止責任者講習事業を継続維持すると共に、贊助会への入会を積極的に働きかけている。 | 人的関与については、現在暴力追放相談委員として、警察官OB2名が常勤職員として従事している。これは、暴対法等に則り、条件に適応するようOBを就職させているものであり、暴追センターの業務内容から考慮しても妥当であることから、今後も継続していくこととなる。 |
| | | 常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ低下した。 常勤職員に占める県派遣職員の割合は前期と概ね同程度 常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ上昇した。 | | | | | |
| 県退職職員の就任状況 | | 当期末において県退職職員はない | | | | 県からの短期貸付け金はこれまでからなく健全性を維持している。 | 県財政支出の主なものは事業活動費を補填するための「県補助金」であるため、今後、関与の縮小に向け賛助会費の拡大による寄付金収入増額に一層努めることが必要。 |
| | | 常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ低下した。 常勤職員に占める県退職職員の割合は前期と概ね同程度 常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ上昇した。 | ○ | ○ | ○ | | |
| 県財政支出の状況 | | 当期末において県の財政支出はない。 | | | | 県からの短期貸付け金はこれまでからなく健全性を維持している。 | 県財政支出の主なものは事業活動費を補填するための「県補助金」であるため、今後、関与の縮小に向け賛助会費の拡大による寄付金収入増額に一層努めることが必要。 |
| | | 経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で低下した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ低下した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ上昇した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で上昇した。 | ○ | ○ | ○ | | |
| 短期貸付金の金額(期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの)の状況 | | 当期間中において県の短期貸付けはない | ○ | ○ | ○ | ホームページを開設し、情報開示している。 | 法人法に基づく財務諸表の備付けや業務監査、及びホームページや県民情報室での情報公開についても確実に実施されており、今後も継続していかなければならない。 |
| | | 県の短期貸付けの額が2期連続で減少した。 県の短期貸付けの額が前期に比べ減少した。 県の短期貸付けの額が前期に比べ増加した。 県の短期貸付けの額が2期連続で増加した。 | | | | | |
| 損失補償等の状況 | | 当期末において県の損失補償・債務保証はない | ○ | ○ | ○ | ホームページを開設し、情報開示している。 | 法人法に基づく財務諸表の備付けや業務監査、及びホームページや県民情報室での情報公開についても確実に実施されており、今後も継続していかなければならない。 |
| | | 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ増加した。 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で増加した。 | | | | | |
| 透明性 | 情報公開規程の整備状況 | 規程を整備している。 規程を設けていない。 | ○ | ○ | ○ | ホームページを開設し、情報開示している。 | 法人法に基づく財務諸表の備付けや業務監査、及びホームページや県民情報室での情報公開についても確実に実施されており、今後も継続していかなければならない。 |
| | 情報公開の実施状況 | ホームページ等により不特定の者に対し情報公開を行っている。 不特定の者に対し情報公開を行っていない。 | ○ | ○ | ○ | | |
| | 会計専門家の関与状況 | 作成した財務諸表について、会計監査人監査を受けている、または、財務諸表の作成過程で、会計の専門家の指導・助言を受けている。 会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。 | ○ | ○ | ○ | | |
| | 業務監査の実施状況 | 業務監査を実施している。 業務監査を実施していない。 | ○ | ○ | ○ | | |

| | 出資法人の総合的評価・対応 | 県による総合的評価・対応 |
|--------------------------------|--|--|
| 事業に関する事項 | 主事業である不当要求防止責任者講習、相談業務、暴排啓発活動を継続して推進する。 | 暴追大会をはじめ、出張相談や責任者講習など、慣例的に実施している活動についても、その結果や効果について評価を実施し、法人の事業目的である暴力団排除気運の浸透及び高揚に値する活動ができるかどうかの検証をしていくことが必要である。 |
| 財務に関する事項 | 現在の運用は、国債等債権の利息、補助金、賛助会員による寄付金の3本立てで運用しているが、数年来の金利の低下、特に10年国債のマイナス金利から、償還時期での更新を続けていくことが困難となり収入が無くなる。これを補てんするためには寄付金の増額によって対処していく必要がある。事業費の減少に伴い、より効果的な運用を図る必要があり、予算措置の段階から組み入れ、経費を見据えた計画的な運用に努める。 | 暴追センターは設立当初から今に至るまで、その業務で借入金等負債を抱えて実施したことなく、また、収入状況に応じて事業を遂行しており、赤字決算などで財務状況が悪化することはない。 しかし、金利低下への対応と県の関与の縮小(補助金の削減)が喫緊の課題であり、寄付金や国債について、将来性のある運用方法についての検討が必要である。 |
| 行政経営方針実施計画に関する事項 ※実施計画は次頁参照 | <p>賛助会員の拡大を図っているところであるが会員企業からの脱会、減額があり、目標達成が困難な状況にある。</p> <p>今後は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱会希望企業に対する会員継続並びに現状口数の継続への働きかけ ・既存会員に対する寄付金の増額 ・県下事業所等への戸別訪問の実施 ・講習会等の機会をとらえた会員の募集 <p>とあらゆる機会を通じて積極的に実施していく必要がある。</p> | <p>中期経営計画に基づく事業実施については、大分類の目標は達成されているものの、詳細についても新たな取り組みを試行するなど改善が必要である。</p> <p>県の関与の縮小に繋がる賛助会員の拡大については、あらゆる手段を試みて最適な募集方法を見出すと共に、会員を自らに置き換え何を求めるかを熟考し、賛助会員であるとのメリットを付帯するなどの優遇措置の検討も必要である。</p> <p>チラシや啓発物品についても、既に暴追センターと関わりのある会員等だけでなく、一般県民に対して配布していくなど、啓発活動の意義と効果を再認識し、業務の見直しを図る必要がある。</p> |
| | 実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況 | 実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況 |
| | 平成30年度では、新規賛助会員として4事業所と3個人を獲得したが、既存会員の中で退会、複数企業の会費未納等により、最終的には2事業所の増加、11万5千円の減額となった。 | |
| | 実施計画に定める目標 | 実施計画に定める目標 |
| | 賛助会員数 平成25年度 249社 → 平成30年度 300社 平成29年度 253社 → 平成30年度 300社 | 賛助会員数 平成29年度 253社 → 平成30年度 255社 |
| 総合所見 | 現状では、社会経済の不振から賛助会員の脱会や若干の減額連絡があるが、寄付金の増額及び賛助会員の拡大と合わせて事業費等を減少する等して効率的に努めている。 | 平成30年度は、前年度に引き続き、大相撲大津場所で暴排活動を実施し、啓発品の配付などにより、老若男女、多くの方々に暴追センターの存在を周知するという点からも一定の成果がみられたと思われる。 県の関与の縮小に向けた賛助会費(賛助会員)の拡大には、暴追センターを知ってもらい、理解してもらい、協力してもらうことが第一で、センター職員3名がそれぞれの役割を自覚し、費用対効果を考えた画期的な活動に全員で取り組む体制づくりが求められる。 |

行政経営方針実施計画(平成27年度～平成30年度)

26 公益財団法人 滋賀県暴力団追放推進センター

| 出資法人の基本的な方針 | | 平成25年2月に国家公安委員会から適格都道府県センターに認定され、暴力団組事務所の使用差止請求訴訟をセンターの主導で行う体制が整ったことから、今後とも警察と連携を密にし、暴力団組事務所撤去活動の積極的推進を通じて賛助会員を拡大することで、自主財源の拡充による経営の自立を目指します。 | | | | | 目標 |
|---|--|---|-----------------|--------|--------|--------|---|
| 具体的な取組内容 | | (平成26年度) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | |
| ① 新たに中期経営計画を策定します。【出資法人】 | | 中期経営計画の策定 | 中期経営計画に基づく取組の実施 | | | | ・中期経営計画の策定 平成27年度 ・賛助会員数 平成25年度 249社 → 平成30年度 300社 |
| ② 事業所等における講習のニーズに対応し、警察と連携した講習の実施等を通じて賛助会員の拡大を図ります。【出資法人】 | | | 各種事業を通じた賛助会員の募集 | | | | |

行政経営方針実施計画(令和元年度～令和4年度)

| 基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性) | 当法人は、県「外郭団体見直し計画」における「自立性の拡大」との方針を踏まえ、県の関与の縮小を念頭に業務を進めてきたが、補助金に依存する状態が続いており、改めて賛助会費収入の増額や県の財政的関与の縮小に向けた取組方法を検討する。興味をひくようなホームページや、動かしやすい相談所への改善、また、賛助会員の優遇制度の設定等により会員を拡大することで、寄付金収入を増やし、自立性の拡大をより一層進める。 | | | | | |
|--|--|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---|
| 具体的な取組内容 | (平成30年度) (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 目標 |
| 1 ホームページの活用方法を検討する。【出資法人】 | | 掲載内容の検討 | リンク先企業の検討 | | | ・ホームページリンク先企業 平成30年度(2018年度) 0社(実績) → 令和4年度(2022年度) 10社 |
| 2 相談事業の充実に向け、周知方法等を検討する。【出資法人】 | 相談所開設チラシや暴追センター紹介チラシの設置場所の開拓検討 | | 効果の検証と改善検討 | | | ・チラシ設置場所 令和4年度(2022年度)において平成30年度(2018年度)に比べて10箇所増 |
| 3 賛助会員の拡大に向け、企業のセミナー、警察等行政が企画するイベントへ参加し、会員を募る。【出資法人】 | | センターを紹介し周知を図り賛助会員を募る | | | | ・会員企業 平成29年度(2017年度) 253社(実績) → 令和4年度(2022年度) 280社 |
| 4 賛助会員の拡大に向け、会員であることのメリットを検討する。【出資法人】 | メリット考案 | メリットの試行 | 効果の検証と改善検討 | | | |

【参考資料】

財務諸表等へのリンク

公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センターホームページへのリンク

<http://www.shiga-boutsui.jp/>